

令和元年度最高裁判所総合評価審査委員会（第8回） 議事概要

開催日及び場所	令和元年12月3日（火）～令和元年12月5日（木） ※回議により開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） 伊藤肇（経理局営繕課首席技官） 藤田耕一郎（同 次席技官）
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 (工事) 技術提案評価型S型(WTO) 東京高地簡裁庁舎電気設備改修工事(再度)の評価結果について

(1) 工事概要について説明

(2) 事務局より提案内容及び評価について説明。委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

評価項目1の内容は、「受変電設備は、電力事業者からの電力を庁舎内に供給する役割を持つほか、非常時は発電機からの電力を供給する保安上も重要な設備であり、震災時にもその機能を確実に維持する必要があることから、耐震性に配慮した盤等の据付及びケーブルの接続等が重要となる。受変電設備の耐震性向上に配慮し、確実に据付を行うための、適切かつ具体的な提案を求める。」というものである。

加点评価とした提案は、地震等の振動によるケーブルラックの過大な変位を抑制し、固定された設備機器との接続部分に損傷を生じさせない効果が期待できる。

【委員】

耐震について強化している点は良いと思うが、揺れた際に支持材で固定された場所にかかる力が、別の弱い場所に集中するなど歪みが生じる恐れはないか。

【事務局】

提案の内容では、そのような問題は生じないものとする。

【委員】

他のものと干渉することがなければ、耐震性は上がることは明確であるため、加点评価でよろしいと思う。

【委員】

配電盤の中の配線についての提案について説明して欲しい。

【事務局】

受変電キュービクル内の高圧母線から重要機器(遮断器、負荷開閉器、変成器、変流器等)へ立ち下げる分岐配線に、地震等の振動を吸収できるように余長を考慮するというものである。標準仕様において、変圧器へ立ち下げる分岐配線は、余長を見込むこととなっているが、他の重要機器へ接続する配線の余長については明確な規定がない。本提案では他の機器へ接続する配線においても適切な余長を見込むことで、地震等の振動による分岐配線接続部分の損傷を防止する効果が期待できると判断し、加点评価とした。

【委員】

建物が揺れて、盤は筐体と一緒に揺れるが、盤の中の機器がそれぞれ違う揺れ方をすることか。

【事務局】

特に高層階は大きな揺れになると思われ、低層階の2倍程度の設計標準水平震度で計算したもので設置することとしている。盤内で機器が揺れて、変圧器と共振した場合に、電線に余長があることで、損傷を防ぐことが出来る。想定外の揺れに対しては、効果的であると判断した。

【委員】

了解した。

【事務局】

加點評価の対象としない提案について、作業員等が明確に搬入順序を把握できるよう工夫し、搬入を円滑に行うことで、作業時間を短縮し、第三者が工事車両と遭遇する機会を減らすことで事故防止を図るという提案であった。作業時間を短縮することで事故防止を図るというものであるが、作業時間を短縮しても、具体的な事故防止につながる安全対策が確認できないと判断し、加點評価の対象としない判断とした。

【委員】

安全対策に直接つながらない旨は理解したが、搬入を円滑に行うことは段取りとして良いことではある。

【事務局】

加點評価はしないが、標準の提案と判断しているため、提案内容は実施する義務が生じる。

【委員】

了解した。

【事務局】

加點評価の対象としない提案で、通行人等の第三者に、作業内容や作業の危険を周知する立て看板を設置するというものがあった。標準仕様において、作業内容などの表示方法の規定はないが、資料に記載の立て看板を設置することは、来庁者及び裁判所職員などの通行人が自身で注意するものであり、安全対策にはあたらないと判断し、加點評価の対象としないとした。

【委員】

風等で飛ばされる危険性があり、不要な看板設置は行うべきでない。安全対策とは逆に、人にぶつかるなどの事故になりかねない。仮設の壁面に液晶で表示するなど、固定されているなら別だが、固定する旨の記載はない。

【事務局】

具体的に設置する場所や個所数などの記載がないため、具体的な提案とは言えず、契約後の協議が必要であると考えられるため、標準の評価とした。

【委員】

了解した。契約後の協議で、必要であれば適宜設置することでよろしいと思う。（議事終了）